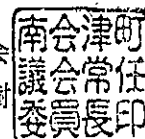




元 議 委 第 4 6 号
令和元年9月4日

南会津町議会
議長 室井 嘉吉 様

南会津町議会文教厚生委員会
委員長 大桃 英樹



委員会調査報告書

本委員会所管事務調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

調査事件 発達障がいのある子どもへの特別支援教育の取り組みについて
調査日時 令和1年8月30日（金） 午後1時30分～午後4時
出席者 大桃英樹委員長、丸山陽子副委員長、五十嵐芳道委員、室井英雄委員、楠正次委員
参考人 福島県特別支援教育センター 村岡有加里
説明員 健康福祉課 課長 阿久津勝英、子育て支援係長 馬場和伸、保健技査 佐藤円、
子育て支援専門員 星佳代
学校教育課 課長 渡部浩明、主幹兼指導主事 大内進矢
事務局 主査 渡部浩一

◆調査目的

1. 発達障がいの理解を深めること
2. 社会的資源としてどのような支援や機関が当事者の生きにくさの助けになるのか理解すること
3. 現在の南会津町の発達障がいにかかる状況を知ること

◆調査（勉強会）

福島県特別支援教育センター指導主事である村岡有加里さまに講師を務めていただき、約1時間の講義と30分間の質疑で理解を深めました。

1. 発達障がいについて

発達障がいは、発達障害者支援法による定義と医療での定義が異なります。医療分野においてはASD（自閉症スペクトラム症）、ADHD（注意欠陥・多動症）、LD（学習障がい）の3つに分類され、脳機能の障がいで低年齢での発症することが特徴的となっていて、現在はこちらの基準で発達障がいを分類しています。

2. 学校での特別支援教育について

学校では、「障害者の権利に関する条約」「障害者基本法」「障害者の差別の解消の推進に関する法律」に基づき、一人一人の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改選克服するため、適切な指導及び支援を目指しています。

発達障がいの可能性のある児童生徒の割合は通常学級において6%程度とされており、特別な支援や合理的配慮が提供されることが必要とされています。「インクルーシブ教育システム」とは、障がいのある者となない者がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育の場から排除されないこと、自己の地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されることが必要とされています。

福島県においても第6次総合教育計画の中で「地域で共に学び共に生きる教育」と謳い、就学相談・就学先の決定について国・県・市町村の役割を明示し、適切な支援・指導をめざしています。

3. 学校における合理的配慮

学校における合理的配慮とは、障がいのある子どもが、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有、行使することを確保するために、①学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、②障がいのある子どもが学校教育を受ける場合、個別に必要とされるもの、③学校の設置者及び学校に対して過度の負担を課さないもの、と定義されています。

合理的配慮とは、国、県、市町村が実施する基礎的環境整備に加え、学校が実施するものであり、学校では個別の教育支援計画を立てそれぞれの学びがより良くなるよう支援しています。

4. 学びの場について

特別支援教育はかつて「特殊学級」「養護学校」と呼ばれていたような特別な個別の支援ではなく、通常の学級や通級指導教室等で受けられるように、どこでも受けられ、個別の支援により、子どもが「生きる力」を学ぶことが目的とされています。

発達障がいは、ライフステージに応じて行動の問題や学習の問題、自己評価の低下、対人トラブル、社会適応など、課題が変化する。その課題に対応するために行政や社会に求められるのは切れ目のない支援であり、関係機関が協力して支援していく必要があります。

◆所見

南会津町においても特別な支援を持つ児童生徒が各学校に在籍しており、関係機関の連携により早期に発見できるケースが増加しています。このことは各機関や専門性を持つスタッフの努力や地検の積み重ねによるものであり、低年齢期の発見はより良い学びや適切な支援に繋がるケースが多く見られています。

村岡さまのご教示により、全児童生徒の6%程度は発達障がいを持つ可能性があることがわかった。数字の一人歩きは決して良くないが、一定程度の割合で存在するということを認識することは支援を必要とする子どもたちにとっては適切な合理的配慮に繋がると共に、基礎的環境整備の充実につながることから教育的効果としては大切なことであると考えます。

また、講義後は町の現在の状況についても健康福祉課、学校教育課より示されました。健康福祉課では母子保健部門、子育て支援部門で発達支援を実施しており、妊娠・出生から切れ目のない支援を目指しています。平成29年度に解説した「子育て世代包括支援センター“えがお”」では保

健師と子育て支援専門員が在籍し、子育てに関する相談業務を行なっています。メールや電話により、多くの相談が寄せられており、相談件数は以下の通りで、非常に多様で多くのニーズがあることがわかります。また、特徴的なのは相談の約47%は町内保育士から寄せられているものであり、保育現場での深い洞察力と専門スタッフの知見を組み合わせ、児童のより良い保育に繋げようとしていることが明らかです。このような積み重ねが南会津町の子どもたちにとってより良い育ちに繋がると考えます。

「子育て世代包括支援センター“えがお”」での相談対応件数

	平成29年度	平成30年度
相談関係	446	722
各種検査	78	88
教室・研修会	51	29
計	575	839

今後は、乳幼児期～児童期、就学期から就労の機会にまで、ライフステージに応じた切れ目ない支援を確立していくかが課題となっていくと考えます。

学校教育課では支援が必要な子どもの把握を就学前健診において医師も含めた15名の教育支援委員会委員の見解により努めています。また、学校においては町内に16名の特別支援教育支援委員を配置するとともに、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、保健師の連携により学校現場を支援しています。

◆総括

- ・特別な支援を必要とする子どもたちにより、支援の形は変わってくる。また、ライフステージによる支援のニーズも変わってくるので、対応していくことが求められます。
- ・基礎的環境整備の基準をどこに置くかによって学校の支援の形や度合いも変化するため、発達支援の子どもたちの学びを通し、南会津町のより良い教育の形や基礎的環境整備についても考えていく必要があると考えます。
- ・切れ目ない支援を継続的に展開していくためには虫の目と鳥の目が必要です。他市町村との比較や一人一人の必要な支援の形を通して、生まれた地域で暮らしていく環境整備を構築していかななくてはなりません。
- ・その環境整備の一つとして社会全体の認識や支援が必要です。来年にはオリンピック・パラリンピックが開催され、障がい者に対する認識が深まる絶好の機会です。南会津町においてもこれを機に障がい者に対する認識やバリアフリーに対する考え方が醸成されることを期待してやみません。